

岩洞第一発電所ほか 9 か所の電力供給契約

仕様書等

令和 8 年度

岩手県企業局

この「仕様書等」（以下「仕様書」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「岩洞第一発電所ほか9か所の電力供給契約」（以下「本契約」という。）に関して、企業局が、契約する事業者（以下「受注者」という。）に要求する概要や仕様を明らかにするものである。

1 本契約の概要

（１）契約名称

岩洞第一発電所ほか9か所の電力供給契約

（２）対象発電所

別紙1のとおり。

（３）対象発電所の追加

ア 本契約と別に実施している「早池峰発電所の電力供給契約」及び「滝発電所の電力供給契約」のプロポーザルにおいて契約候補者が選定できなかった場合は、本契約にその発電所を追加する。

イ 対象発電所を追加する場合は、本契約の年間基準電力量にその発電所の年間基準電力量を加えるものとする。

（４）年間基準電力量

512,110MWh

（５）電力供給期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

（６）最低単価

契約単価（非化石価値を含む。）については、企業局が設定する最低単価（非公表）を下回った場合は失格とする。

2 契約に関する条件

（１）契約条件

別紙2「電力供給契約書（案）」及び「仕様書（詳細版）」のとおり。

電力供給契約書（案）第3条第2項に基づく確認については、乙の県内への年間供給電力量が、甲から受電した年間電力量を上回っているかを確認するものとする。なお、運用方法等を記載している「仕様書（詳細版）」は、参加資格が認められた者にのみ開示する。

（２）機密の保持

受注者は、本契約を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

（３）個人情報の保護

受注者は、本契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(4) その他

本契約の履行に当たり、この仕様書に記載のない事項、又はこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、速やかに企業局と協議を行うこと。

(別紙 1)

対象発電所の概要

発電所名	岩洞第一発電所	岩洞第二発電所	仙人発電所
所在地	盛岡市日ノ戸	盛岡市門前寺	北上市和賀町仙人
発電形式	ダム水路式	水路式	ダム水路式
最大出力	41,000kW	8,600kW	37,600kW
発電所運用に係る一般制約事項	農業用水供給、ダム水位運用に係る制約あり	農業用水供給に係る制約あり	ダム水位運用、共同運転事業者に係る制約あり

発電所名	四十四田発電所	御所発電所	北ノ又発電所
所在地	盛岡市上田	盛岡市繫	八幡平市松尾寄木
発電形式	ダム式	ダム式	水路式
最大出力	15,100kW	13,000kW	7,000kW
発電所運用に係る一般制約事項	ダム水位運用に係る制約あり	ダム水位運用に係る制約あり	異常出水に係る制約あり

発電所名	北ノ又第二発電所	松川発電所	柏台発電所
所在地	八幡平市松尾寄木	八幡平市松尾寄木	八幡平市松尾寄木
発電形式	水路式	水路式	水路式
最大出力	3,400kW	4,600kW	2,700kW
発電所運用に係る一般制約事項	異常出水に係る制約あり	異常出水に係る制約あり	異常出水に係る制約あり

発電所名	胆沢第四発電所
所在地	奥州市胆沢若柳
発電形式	ダム式（維持流量）
最大出力	170kW
発電所運用に係る一般制約事項	河川維持流量に従属